

本原原発第19号
令和4年7月29日

原子力規制委員会 殿

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定
変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請致します。

記

1. 変更の内容

昭和49年5月27日付49原第4719号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定について、別添「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）」の変更後欄のとおり変更する。（ただし、下線は含まない。）

2. 変更の理由

(1) 4号炉に係る発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果に基づく長期施設管理方針の策定に伴う変更

4号炉は令和5年9月3日に運転を開始した以降30年を経過することから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」という。)第82条第1項の規定に従い、添付書類のとおり、発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施した。

この評価結果に基づき、4号炉について10年間に実施すべき長期施設管理方針を策定したことから、実用炉規則第92条第1項の規定に従い、保安規定第1編の第106条の6(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)及び添付-4(長期施設管理方針)を変更する。

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和5年9月3日から施行する。

以 上

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可番号
1	昭和50年7月15日	50原第6031号
2	昭和50年10月15日	50原第8085号
3	昭和51年6月1日	51安第3238号
4	昭和51年12月13日	51安(原規)第186号
5	昭和52年5月31日	52安(原規)第134号
6	昭和52年10月3日	52安(原規)第270号
7	昭和53年1月26日	53安(原規)第16号
8	昭和54年7月10日	54資庁第8348号
9	昭和54年9月6日	54資庁第9989号
10	昭和54年10月22日	54資庁第12097号
11	昭和54年12月8日	54資庁第15931号
12	昭和55年5月6日	55資庁第4940号
13	昭和55年8月5日	55資庁第9528号
14	昭和55年8月29日	55資庁第10602号
15	昭和56年3月30日	56資庁第2662号
16	昭和56年6月19日	56資庁第7444号
17	昭和56年8月20日	56資庁第10448号
18	昭和57年2月26日	57資庁第2530号
19	昭和57年7月31日	57資庁第10881号
20	昭和58年8月29日	58資庁第11217号
21	昭和59年5月18日	59資庁第4765号
22	昭和59年8月17日	59資庁第10192号
23	昭和59年12月10日	59資庁第13449号
24	昭和60年5月1日	60資庁第4679号
25	昭和60年7月25日	60資庁第8889号
26	昭和61年10月15日	61資庁第11645号
27	昭和62年6月29日	62資庁第8206号
28	昭和62年8月25日	62資庁第10265号
29	昭和63年2月4日	62資庁第16334号
30	昭和63年4月6日	63資庁第2500号
31	平成元年3月31日	元資庁第3500号
32	平成2年3月23日	2資庁第1878号
33	平成2年9月25日	2資庁第9820号
34	平成3年1月17日	2資庁第14526号
35	平成4年5月13日	4資庁第5719号
36	平成4年11月6日	4資庁第12030号
37	平成5年6月25日	5資庁第7245号
38	平成6年1月19日	5資庁第13491号
39	平成6年9月26日	6資庁第10233号
40	平成7年10月23日	7資庁第12069号
41	平成8年3月28日	8資庁第1893号
42	平成8年6月25日	8資庁第6659号
43	平成8年12月20日	8資庁第11850号

	認可年月日	認可番号
44	平成9年6月26日	平成09・06・11資第7号
45	平成10年12月17日	平成10・11・24資第35号
46	平成11年7月9日	平成11・05・31資第11号
47	平成13年1月5日	平成12・08・31資第17号
48	平成13年2月23日	平成13・02・15原第11号
49	平成13年3月30日	平成13・03・23原第8号
50	平成13年10月29日	平成13・09・12原第3号
51	平成14年3月18日	平成14・02・25原第4号
52	平成14年9月20日	平成14・08・21原第10号
53	平成14年12月20日	平成14・12・04原第2号
54	平成15年5月9日	平成15・04・10原第18号
55	平成15年8月6日	平成15・06・26原第3号
56	平成15年11月7日	平成15・09・24原第5号
57	平成16年5月20日	平成15・12・18原第12号
58	平成16年8月3日	平成16・07・09原第21号
59	平成16年10月15日	平成16・09・29原第3号
60	平成17年1月11日	平成16・12・01原第3号
61	平成17年12月20日	平成17・12・06原第4号
62	平成18年2月22日	平成18・01・31原第12号
63	平成18年6月15日	平成18・05・29原第2号
64	平成18年11月1日	平成18・10・18原第9号
65	平成19年4月25日	平成19・04・02原第5号
66	平成19年6月22日	平成19・06・01原第30号
67	平成19年9月18日	平成19・07・27原第13号
68	平成19年12月13日	平成19・09・28原第34号
69	平成19年12月13日	平成19・11・30原第27号
70	平成20年6月23日	平成20・06・02原第27号
71	平成20年8月22日	平成20・07・11原第20号
72	平成20年9月19日	平成20・09・01原第9号
73	平成20年12月12日	平成20・10・31原第20号
74	平成21年1月19日	平成20・12・22原第18号
75	平成21年2月13日	平成21・02・03原第24号
76	平成21年6月19日	平成21・05・29原第1号
77	平成21年11月18日	平成21・10・14原第9号
78	平成22年2月25日	平成22・01・29原第10号
79	平成22年6月24日	平成22・05・31原第4号
80	平成22年12月13日	平成22・10・07原第2号
81	平成23年2月16日	平成23・02・01原第4号
82	平成23年4月5日	平成23・03・02原第8号
83	平成23年5月6日	平成23・04・06原第15号
84	平成23年5月11日	平成23・04・22原第12号
85	平成23年6月29日	平成23・06・06原第8号
86	平成24年9月6日	20120813原第37号
87	平成25年5月8日	原管廃収第130212001号
88	平成25年6月28日	原管B発第1306272号

	認可年月日	認可番号
89	平成25年12月24日	原管B発第1312241号
90	平成26年2月21日	原管廃発第1402192号
91	平成26年6月25日	原規規発第1406244号
92	平成26年9月3日	原規規発第1409022号
93	平成26年11月7日	原規規発第1411062号
94	平成27年6月10日	原規規発第1506101号
95	平成28年2月3日	原規規発第16020317号
96	平成28年3月2日	原規規発第1603024号
97	平成28年3月24日	原規規発第16032416号
98	平成29年3月2日	原規規発第1703021号
99	平成29年4月27日	原規規発第17042711号
100	平成29年8月16日	原規規発第1708162号
101	平成30年3月12日	原規規発第1803128号
102	平成30年8月21日	原規規発第1808215号
103	令和元年9月3日	原規規発第1909034号
104	令和2年2月7日	原規規発第2002072号
105	令和2年6月3日	原規規発第2006037号
106	令和2年8月31日	原規規発第2008311号
107	令和3年3月31日	原規規発第2103312号
108	令和4年5月25日	原規規発第2205251号

別添

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第106条の6 所長は、3号炉に関し、「重要度分類指針」におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、或いはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</p> <p>2 所長は、<u>4号炉及び5号炉</u>に関し、機器及び構造物について、<u>各号炉毎</u>、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)及び(2)の事項を実施する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 3号炉の長期施設管理方針は、添付-4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針を策定する。</p> <p>※3：[略]</p> <p>※4：[略]</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第106条の6 所長は、3号炉及び<u>4号炉</u>に関し、「重要度分類指針」におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、<u>各号炉毎</u>、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、或いはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</p> <p>2 所長は、5号炉に関し、機器及び構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)及び(2)の事項を実施する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>3号炉及び4号炉</u>の長期施設管理方針は、添付-4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針を策定する。</p> <p>※3：[略]</p> <p>※4：[略]</p>	<p>・4号炉に係る発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果に基づく長期施設管理方針の策定に伴う変更</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和5年9月3日から施行する。</u></p>	<p>・附則第1条に施行期日を規定</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>添付－4 長期施設管理方針（第106条の6関連）</p> <p>(1) 3号炉 長期施設管理方針（始期：平成29年8月28日，適用期間：10年間）</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし。*1</p> <p>※1：冷温停止状態が維持されていることを前提とした評価による。</p>	<p>添付－4 長期施設管理方針（第106条の6関連）</p> <p>(1) 3号炉 長期施設管理方針（始期：平成29年8月28日，適用期間：10年間）</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし。*1</p> <p><u>(2) 4号炉 長期施設管理方針（始期：令和5年9月3日，適用期間：10年間）</u></p> <p><u>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし。*1</u></p> <p>※1：冷温停止状態が維持されることを前提とした評価による。</p>	<p>・4号炉に係る発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果に基づく長期施設管理方針の策定に伴う変更</p> <p>・記載の適正化 （実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド（最終改正：令和2年3月31日）に合わせ，表現を修正）</p>